大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大津市立小学校及び中学校に遠距離通学する児童及び生徒の保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（補助金交付対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす児童又は生徒の保護者とする。

（１）大津市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒であること。

（２）通学距離（通常の経路及び方法による、児童又は生徒の住居から学校までの片道の距離をいう。）が、おおむね３キロメートル以上であること。ただし、市長が特別な事由があると認めた者については、この限りでない。

（３）最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学経路により公共交通機関を利用する児童又は生徒であって、当該利用区間に係る定期券の購入又は利用した日及び区間が電磁的方法により記録されるプリペイドカード等（以下「プリペイドカード等」という。）の利用により通学するものであること。ただし、市長が特別な事由があると認めた者については、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する保護者は、補助金の交付の対象としない。

（１）　その児童又は生徒について、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条の規定による教育扶助が行われている者

（２）その児童又は生徒について、大津市就学援助費給付要綱（昭和５４年４月１日施行）に基づく就学援助費（通学費の支給を受けている場合に限る。）又は大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成１４年４月１日施行）に基づく就学奨励費（通学費の支給を受けている場合に限る。）の支給を受けている者

（３）その児童又は生徒が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第８条又は第９条第１項の規定の適用を受け通学する者。ただし、市長が特別の事情があると認める者を除く。

（４）その児童又は生徒が大津市立学校の通学区域に関する規則（平成１５年教育委員会規則第９号）第４条の規定の適用を受けて通学する者

（５）その児童又は生徒が自転車、自家用自動車その他市長が特に補助金の交付が不適当であると認める車両等で通学する者

（６）その児童又は生徒について、現に他の制度による遠距離通学に係る通学費の補助を受けている者

（補助金の額）

第３条　補助金の月額は、原則として当該児童又は生徒が最も経済的な方法で通学する場合における通学に利用する交通機関が発行する最長期間の通学定期券の額を、当該期間の月数で除して得た額の２分の１に相当する額以内とする。

２　同一世帯に前条第１項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同条第２項各号に該当しない児童又は生徒（以下「対象生徒等」という。）が２人以上いる場合における、当該児童又は生徒のう

ち年齢が高い順に２人目以降の者に関する前項の規定の適用については、同項中「２分の１」とあるのは、「４分の３」とする。

３　年度の中途で対象生徒等の要件を具備するに至った者に係る補助金は、その具備するに至った日の属する月の翌月分（その日がその日の属する月における最初の登校日以前の日に当たるときは、その日の属する月分）から、交付する。

４　年度の中途で対象生徒等の要件を喪失するに至った者に係る補助金は、その喪失するに至った日の属する月分まで、交付する。

（補助金を交付しない月）

第４条　プリペイドカード等の利用により通学する場合（次項ただし書に規定する場合を除く。）であって、通学に係る１か月の利用金額が、前条第１項に規定する最長期間の通学定期券の額を当該期間の月数で除して得た額を下回る月があるときは、当該月分の補助金は、交付しない。

２　８月分の補助金は、交付しない。ただし、部活動その他の理由により定期券（８月におけるその有効日数が１６日以上のものに限る。）の購入又はプリペイドカード等（通学に係る８月におけるその利用日数が、市長が必要と認める日数以上であるものに限る。）の利用により通学する者については、この限りでない。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする保護者は、遠距離通学者通学費補助金交付申請書（様式第１号）を、毎年５月に（年度の中途で対象生徒等の要件を具備するに至った者の保護者にあっては、その都度）、学校長に提出しなければならない。

２　学校長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る児童又は生徒が、対象生徒等の要件を具備していることを確認した上、当該学校長に対して提出された申請書を取りまとめ、市長が別に定める書面を添付して、市長に送付するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条第２項の規定による申請書の送付があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　前項の場合において、市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その旨を、学校長を経由して当該申請をした者に通知するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、当該申請をした者が第２条第２項第１号又は第２号に掲げる者に該当することにより補助金の交付の対象とならない場合にあっては、前項の規定による通知を省略するものとする。

４　第１項の場合において、市長は、補助金を交付する旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対する通知を省略するものとする。

（補助金の交付）

第７条　補助金は、補助金の交付を決定した保護者（以下「交付決定保護者」という。）からの請求を待たず、交付する。

２　補助金は、４月から７月までの分、９月から１２月まで（第４条第２項ただし書の規定の適用を受ける者については、８月から１２月まで）の分及び翌年１月から３月までの分を、それぞれ取りまとめて、別に市長の定める時期に交付する。

（異動等の報告等）

第８条　交付決定保護者は、その対象生徒等が次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、速

やかに、学校長に異動等報告書（様式第２号）を提出しなければならない。

（１）住居を異動したとき。

（２）通学方法を変更したとき。

（３）第２条第２項各号のいずれかに該当したとき。

（４）第５条第１項の申請書に記載した事項に変更があったとき。

２　第５条第２項の規定は、前項の報告書の提出があった場合について準用する。

３　市長は、前項において準用する第５条第２項の規定による報告書の送付があったときは、これを確認し、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を変更するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、市長は、公簿等により対象生徒等が第１項第１号、第２号又は第４号に掲げるいずれかの事由に該当したことを確認し、必要があると認めるときは、報告書の提出がない場合であっても、補助金の交付決定額を変更することができる。

５　市長は、第３項及び前項の規定により補助金の交付決定額を変更したときは、その旨を、学校長を経由して当該交付決定保護者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第９条　市長は、交付決定保護者又はその児童若しくは生徒が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した上、その全部又は一部を返還させることができる。この場合においては、市長は、当該保護者に対し、遠距離通学者通学費補助金変更交付（取消）決定・返還請求書（様式第３号）を送付するものとする。

（１）大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）及びこの要綱の規定に違反したとき。

（２）虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（３）第２条第１項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は同条第２項各号のいずれかに該当したとき。

（４）その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、交付決定保護者から前条第１項の規定による報告書の提出があり、補助金の交付決定額を変更した場合において、当該変更に係る部分について既に補助金を交付していたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。

（１）補助金の額を増額変更した場合　不足額を交付する。

（２）補助金の額を減額変更した場合　遠距離通学者通学費補助金変更交付（取消）決定・返還請求書（様式第３号）を送付し、過払となった額の返還を求める。

（規則との関係）

第１０条　補助金について、この要綱中に規則の規定と異なる手続等の定めのあるものについては、規則の規定は適用せず、この要綱の規定を適用する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、同年３月２０日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱の規定は、平成１８年度分以後の補助金について適用し、平成１７年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（志賀町の区域の編入に伴う経過措置）

３　志賀町の区域の編入の際現に旧志賀町立学校に在籍している児童又は生徒に係る平成１８年３月３１日までの間の通学費の補助については、志賀町児童生徒通学費補助金交付要綱（平成１７年制定）の例による。

（新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響による臨時休校等に伴う令和２年度における補助金の交付の特例）

４　令和２年度において補助金を交付する場合においては、第４条第２項の規定は適用せず、同条第１項及び第７条第２項並びに様式第１号の規定の適用については、第４条第１項中「通学する場合（次項ただし書に規定する場合を除く。）」とあるのは「通学（令和２年８月における通学を除く。）する場合」と、第７条第２項中「９月」とあるのは「８月」と、「まで（第４条第２項ただし書の規定の適用を受ける者については、８月から１２月まで）」とあるのは「まで」

と、様式第１号中

「※　プリペイドカード等により通学する場合は、その利用実績が１か月当たりの通学定期代を下回る月は、交付されません。
※　８月分は交付されません。ただし、部活動等により定期券を購入して通学したときは、９月以降に別途市の指定する様式により申請すれば交付されます。）」

とあるのは

「※　プリペイドカード等により通学する場合は、その利用実績が１か月当たりの通学定期代を下回る月は、交付されません。」

とする。

（この要綱の失効）

５　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

２　改正後の大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱の規定は、平成１９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行し、改正後の大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

遠距離通学者通学費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

申請者　　住所
（保護者）
氏名

大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、　　年度の遠距離通学者通学費補助金の交付について次のとおり申請します。

なお、補助金については下記口座に振込をお願いします。

年度途中において異動等の理由により補助内容に変更が生じるときには速やかにその変更に基づく申請を行い、補助金額に変更が生じた場合には市の指示により返金します。

また、大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱第２条第２項各号のいずれにも該当しないことを確認します。

通学定期代（１か月当たり）		６か月分の定期券の金額　÷　６　＝［　　A　　］円（１円未満切捨て）		
交付申請金額（１か月当たり）		Ａ×１／２又は３／４（補助率）　＝［　　］円（１円未満切捨て）		
申　請　期　間		年　月　日　から　　年　月　日まで ※　プリペイドカード等により通学する場合は、その利用実績が１か月当たりの通学定期代を下回る月は、交付されません。		
在学する学校名及び学年		小・中学校　　年		
対象児童・生徒名				
交通手段及び乗降駅名　１		バス・電車	乗車駅名	下車駅名
交通手段及び乗降駅名　２		バス・電車	乗車駅名	下車駅名
金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協　　支店		
	口座番号	普通・当座		
	口座名義（カタカナ）			
備　考		(1) 補助金は、６か月定期の金額を基に計算しています。実際に購入された金額とは異なります。 (2) 補助率は、対象児童生徒の２人目以降は４分の３になります。 (3) 補助金は、学期ごとに交付します。 (4) 補助金の交付の可否の決定時において、生活保護法に基づく教育扶助を受け、又は大津市就学援助費給付要綱に基づく就学援助費（通学費の支給を受けている場合に限る。）若しくは大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に基づく就学奨励費（通学費の支給を受けている場合に限る。）の支給を受けていることにより補助金の交付の対象とならない場合は、不交付決定の通知は行いません。		

様式第２号（第８条関係）

異動等報告書

年　　月　　日

（宛先）
大津市長

報告者　　住所
（保護者）

氏名

　　年度の遠距離通学者通学費補助金について、大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり、異動等について報告します。

異　動　内　容	□　住所の異動 （新住所　　） □　通学方法の変更 （　　） □　教育扶助・就学援助費等の通学費の受給 □　学区外通学 □　その他 （　　）
異動の生じた年月日	年　　月　　日
添　付　書　類	

様式第３号（第９条関係）

遠距離通学者通学費補助金変更交付（取消）決定・返還請求書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年度の遠距離通学者通学費補助金について、次のとおり変更決定（取消し）をしたので、大津市遠距離通学者通学費補助金交付要綱第９条の規定により、通知するとともに、変更前の額と変更後の額との差額（全額）の返還を請求します。

返還請求金額	円
変更（取消し）前の交付決定金額	円
補助金の既交付金額及び交付年月日	円 年　　月　　日
変更（取消し）後の交付決定金額	円
変更（取消し）をした理由	
返還期限	年　　月　　日まで

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、所定の返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。